

発行
国土交通省管理職
ユニオン
所在地
東京都千代田区霞ヶ
関 2-1-2 中央合同庁
舎 2 号館
TEL 03-3509-1138
Eメール
k-union@alpha.ocn.
ne.jp
ホームページ
http://www.k-union.
network/

人事院・内閣人
事局交渉報告

人事院「再任用、高齢期雇用など踏み込んだ勧告」

定員管理を工夫しフルタイム再任用を
6級昇格で給与ダウン「心苦しい」

11月5日(木)、ユニオンは、再任用定数改善増員フレックスタイム制などの要求について人事院本院・内閣人事局と交渉を実施しました。

向いている方向
は皆さんと同じ

人事院との交渉にはユニオンから神野委員長他四役10名が参加、人事院からは本間給与二課補佐が出席しました。

- ①再任用についてフルタイム勤務の実現に向けて人事院の考え
- ②6級昇格で給与が下がることについて
- ③5級から6級に昇格する場合の対応号棒の改悪について
- ④広域業務の品確課長の評価替えについての現状
- ⑤地整本局の課長の7級定数について
- ⑥地理院の評価について
- ⑦パワハラ撲滅について

配置や受け入れ体制の整備などを求めることも、定員管理の面があるとしても一層の工夫が求められる」と言及した。これに対して人事院からは「再任用、高齢期雇用など踏み込んだ勧告内容であった」「向いている方向は皆さんと同じ」「各省庁の実情はあるが定員管理の一層の工夫により再任用のフルタイムは適切な措置が求められる」という回答であった。ここでいっては各府省の対応(工夫)が重要であることが示されたことから、国土交通省当局の姿勢が改めて問われます。

次に6級昇格したにも関わらず給与がダウンする問題について、職務階制度の崩壊であること



や給与制度全般にわたる問題であり人事院としてお粗末なものではないかと強く指摘しました。

これに対して人事院からは「気持ちとしては理解出来る。心苦しいところはある。」としながら「給与の総合的見直しの経過措置の中で結果であり、総合的見直しは完了すれば1.5%の減額措置も廃止される」「高齢層(50歳代後半)の官民比較の結果もある」との回答でした。

当局的要素を基に精査
良くなり合わせをして要求を

5級85号俸(差額含む)→6級51号俸へ昇格

経過処置のため、俸給は5-85時点 扶養手当は考慮しない

	5級	6級
本俸	400,600	400,600
役職換算額	59,500	62,300
支給額計	460,100	462,900
調整手当10%	46,010	46,290
支給総額	506,110	509,190
1.5%カット		7,638
減額支給総額		501,552
毎月の損失額		-4,558

年間4,558円×12月=54,696円の損失
5-85年間ボーナス 1,958,292円
6-51年間ボーナス 2,016,595円
ボーナスを加えてやっと年間3,607円のアップ

品確課長の評価について、ユニオンから全国の品質確保課のセンター化の具体的な体制表を示し、評価替えについて追及しました。人事院からは「以前から聞いていたので承知している」「職責を適切に精査する」「当局側からの要求を基に精査するので当局側とも良くす

一部局として位置付けられていたことから本省並みの評価を」との追及に対して、「地理院の特別な機関であるとの指摘は従前から聞いています。級別定数は組織の位置付けだけではなく、当局からの話でも聞いて職務職責で適切に判断する」との回答でした。(二面最下段へ)

加団国会量特ら答たを判のづはる他7務つ7せが暗いり
し長際策法別はで判聞断積けはとの府級表し級地整の来たい合
てと会定にな「国たをて重みでの省格に定数のもの当
おし議や基機「土。行実るねあり上追より付になくが本局課の
りてへ企づと地。う態。や過に、つ妥がら一全国課の
本員府立長し理地「にそ当去の「7て当準で長
省が代案期て院理地「にそ当去の「7て当準で長
の参表、計測のか回しらの位置級いで

内閣人事局交渉

フレックスタイムは強制しない

法律とは別に文書などで徹底する

午後からは内閣人事局との国公法に基づく正式な団体交渉を実施しました。この団体交渉には、内閣人事局から給与・労働・勤務時間などの担当補佐等6名が参加しました。

内閣人事局交渉では次の点について追及を行いました。

- ①増員について
- ②フレックスタイムの導入について
- ③再任用フルタイム採用に対する政府としての具体的な措置
- ④高齢者の賃金抑制の問題

が極端に少ない歪な年齢構成の問題を指摘しました。今年度の鬼怒川の災害等の事例も示しながら、組織が成り立たないほどの実態であることも追及しました。

非常に少数であり、フレックスタイムは現実的に無理である。また、国交省の当局は過去の歴史から見ても強制することが考えられる。全職員に強制されることはないのか」との指摘に、「強制してはいけない制度だと考えている。あくまで希望者の申告によるものだ」と少数の職場には導入は難しい。各官署対応で検討したい。欲しい」と「強制しないことが重要」「法律とは別の形、文書などで徹底する」との見解を示しました。



内閣人事局からは「フレックスタイムは女性の活躍やワークライフバランスを踏まえて職員的能力を発揮出来るものであり、希望する職員の申告により適用するものである」と柔軟な勤務時間の対応により育児や介護の時間制限のある方に対し有効となる」と回答しました。「ユニオンからは再度、「育児・介護の職員への導入は賛成だが、旧建設の職場は出張所では職員が2〜3名という

フルタイムは基本・原則だと思っている。各府省にはフルタイムとなるように任命権者で調整してもらいたい」と

ユニオンから、「義務的再任用が始まった当時はフルタイム採用とならない場合は任命権者に説明責任がある」と示された。説明責任も果たさず、フルタイムの原則を守らない国交省に対して実態を調査して指導をするべきだ」との更なる指摘に対して、人事課（国交省）に状況を伺って一緒に課題を検証していきたい」と回答しました。

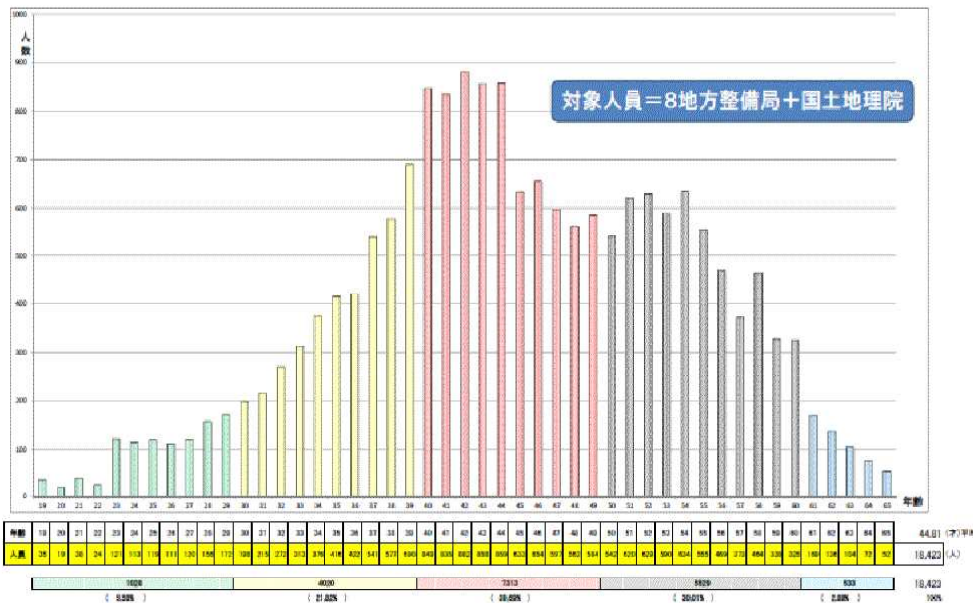
55歳以上の職員に対する賃金減額措置、昇級抑制の問題について「公務に於ける管理職と民間の非管理職との民間比較における矛盾を官民比較に使用することは問題」と追及しました。

重してもフルタイムとならないことは二番の課題 当局に聞いて課題を検討していく

再任用問題で、国交省（旧建設）では再任用フルタイムが未だにゼロであることについて、内閣人事局の見解を聞いてほしい。これに対して「希望しない職員がいることは一番の課題である」と考える。



行(一)職員 年齢別人員分布表(再任用職員含む) H26.7現在



東北支部書記局新設

〒980-8602
 仙台市青葉区本町 3-3-1
 仙台合同庁舎B棟七階

82-2393、2394

人事院
のパワハラは一層の取り組み必要

最後にパワハラ撲滅について、ハンドブック発表後の姿勢の追及に対して「ハンドブックを出しただけでは終わりでない。ハンドブックの浸透など一層の取り組みが必要と考えている」と示しました。